



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 913 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 914 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (")
- 915 " (")
- 916 " (")
- 917 救急病院の認定 (医務課)
- 918 三津ノ土地改良区の役員の就退任 (農村計画課)
- 919 公共測量の実施 (技術調査課)
- 920 水防法の規定により水防警報を行う河川 (河川課)
- 921 浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表 (")
- 922 " (")
- 923 " (")
- 924 " (")
- 925 一敷地内認定建築物以外の建築物に係る関係図書の縦覧に供する場所 (都市政策課)
- 926 建築基準法の規定による道路の指定 (")
- 927 道路の位置の指定 (")

○ 公告

- 軽油引取税免税軽油使用者証の無効 (税務課)
- 軽油引取税免税証の無効 (")
- 開発行為の工事の完了 (都市政策課)

○ 諸報

- 拾得物件公告 (和歌山県和歌山東警察署)
- " (和歌山県和歌山西警察署)

告 示

和歌山県告示第913号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年9月3日まで縦覧に供する。

平成18年7月14日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成18年7月3日

2 名称

特定非営利活動法人情報発信センター・たなべ

3 代表者の氏名

濱岸宏一

4 主たる事務所の所在地

田辺市学園前16番26号

5 その他の事務所の所在地

田辺市秋津町676番地の5

6 定款に記載された目的

この法人は、田辺市を中心とした地域の観光情報をあらゆる媒体を駆使し普及させるための各分野のエキスパートが中心となって設立するもので、地域の芸術・文化・歴史・観光・公共、あるいは、商店街・土産品・イベントなどあらゆる情報を整備し、総合的に管理・運営・発信することを目的とする。

和歌山県告示第914号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年9月3日まで縦覧に供する。

平成18年7月14日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成18年7月3日

2 名称

特定非営利活動法人椰の会

3 代表者の氏名

櫻井知明

4 主たる事務所の所在地

有田市初島町浜1580番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県下の中小企業者に対しては、国際的視野に入れた品質をはじめとする効率的運営管理に関する支援、また、市民、団体に対しては、技能指導、講演会等実施する中から、住民の意識改革を図り、より良いまちづくりに関する事業を行い、もってそこに住み、働き、訪れる全ての者にとって魅力ある地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第915号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年9月3日まで縦覧に供する。

平成18年7月14日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成18年7月3日
- 2 名称
特定非営利活動法人W00P研究会
- 3 代表者の氏名
山中昇
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市塩屋2丁目3番4号 シオヤハイツ201号室
- 5 定款に記載された目的
この法人は、国民に対して、質の高い臨床研究に関する事業を行い、医療・福祉に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第916号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年9月3日まで縦覧に供する。

平成18年7月14日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成18年7月3日
- 2 名称
特定非営利活動法人和歌山IT教育機構
- 3 代表者の氏名
釜中甫干
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺商工会議所内
- 5 定款に記載された目的
この法人は、和歌山県民に対してコンピュータソフトウェア技術者を育成するための事業を行い、和歌山県内のコンピュータ関連会社の発展とそれを活用した地域経済の発展に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第917号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成18年7月14日

和歌山県知事 木村良樹

名称	所在地	有効期限
高野町立高野山病院	伊都郡高野町高野山631番地	平成21.6.26

和歌山県告示第918号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、三津ノ土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成18年7月14日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 就任した役員
職名 氏名 住所
理事 南本安信 新宮市熊野川町能城山本137番地
理事 下浦浩 新宮市熊野川町日足373番地
- 2 退任した役員
職名 氏名 住所
理事 中根壽男 新宮市熊野川町日足535番地

和歌山県告示第919号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき有田振興局長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成18年7月14日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 作業の種類 公共測量(1/2500河川現況平面図作成)
- 2 作業期間 平成18年7月14日から平成18年9月28日まで
- 3 作業地域 有田郡広川町広(外)地内

和歌山県告示第920号

水防法(昭和24年法律第193号)第16条第4項の規定により、知事が水防警報を行う河川を次のとおり指定する。

平成18年7月14日

和歌山県知事 木村良樹

水系名	河川名	区 域
南部川	南部川	辺川合流地点 左岸：日高郡みなべ町大字東本庄字西垣内から海まで 右岸：日高郡みなべ町大字東本庄字北ノ垣内から海まで
太田川	太田川	高遠井橋上流800メートルの地点 左岸：東牟婁郡那智勝浦町長井から海まで 右岸：東牟婁郡那智勝浦町長井から海まで

和歌山県告示第921号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定により南部川水系南部川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び和歌山県日高振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成18年7月14日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第922号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定により次の河川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び和歌山県西牟婁振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成18年7月14日

和歌山県知事 木村良樹

水系名	河川名
左会津川	左会津川
富田川	富田川
日置川	日置川
新宮川	熊野川(本宮)

和歌山県告示第923号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定により古座川水系古座川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び和歌山県東牟婁振興局申本建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成18年7月14日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第924号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定により次の河川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び和歌山県東牟婁振興局新宮建設部に備え置

いて縦覧に供する。

平成18年7月14日

和歌山県知事 木村良樹

水系名	河川名
太田川	太田川
新宮川	熊野川(日足)

和歌山県告示第925号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第6項の規定に基づく公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造に係る関係図書の縦覧に供する場所を次のとおり公告する。

平成18年7月14日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 認定番号 都政第225号
- 2 認定日 平成18年6月26日
- 3 1団地の対象区域 橋本市あやの台1丁目50-1の一部、50-2の一部、50-3の一部、50-4、50-5の一部
- 4 縦覧に供する場所 県土整備部都市住宅局都市政策課伊都振興局建設部

和歌山県告示第926号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定に基づく道路を、平成18年6月28日付けで次のとおり指定した。

平成18年7月14日

和歌山県知事 木村良樹

名称	延長	幅員	所在地 起点
			所在地 終点
一般国道24号	85m	18m	橋本市橋本一丁目196-2 橋本市橋本一丁目168-1地先
古佐田橋本線	204m	12~15m	橋本市古佐田一丁目270 橋本市橋本一丁目195-1
区画道路4号線	69m	5m	橋本市橋本一丁目144-3 橋本市橋本一丁目24
区画道路6号線	29m	5m	橋本市橋本一丁目153 橋本市橋本一丁目186
区画道路7号線	85m	5m	橋本市橋本一丁目160-1 橋本市橋本一丁目220地先
区画道路18号線	145m	5~6m	橋本市橋本一丁目2 橋本市橋本一丁目165-1地先

和歌山県告示第927号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号

の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年7月14日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2892	有田郡有田川町大字徳田字新林1110番2の一部、1110番4の一部、1110番8、水路の一部	有田郡有田川町大字徳田888番地の1 伏鹿英機	平成18.7.5	5.95	35.00

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成18年5月15日以降無効とする。

平成18年7月14日

和歌山県知事 木村良樹

業 種	記 号 番 号	有 効 期 間	免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所及び氏名	交付した事務所
船舶	和歌山県 第101879号	平成17年2月1日から 平成19年1月31日まで	和歌山市上野578-28 尾藤一	海草振興局

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成18年5月15日以降無効とする。

平成18年7月14日

和歌山県知事 木村良樹

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
20リットル券	船舶	1793034 } 1793049	16枚	平成17年11月1日から 平成18年4月30日まで	海草振興局	平成18年5月15日

※ 記号番号は、免許証(表面)の8桁目から14桁目までの数字です。

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成18年7月14日

和歌山県知事 木村良樹

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	橋本市菖蒲谷字中畑378番1の一部、378番2、378番3の一部、378番4の一部、379番1、379番2、381番1、381番2の一部、381番3、381番4
許可を受けた者の住所及び氏名	奈良県宇陀郡大字陀町大字春日275番地の2 森岡秀晃

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成18年7月14日

和歌山県和歌山東警察署長 矢野倍生

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金160,000円 (キャラクター図柄の封筒に在中)	平成18年6月1日	和歌山市有家地内 家屋の郵便受けに投函 されていたもの

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成18年7月14日

和歌山県和歌山西警察署長 小西博久

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金129,000円 (封筒に在中)	平成18年6月5日	和歌山市内で乗車した タクシー内